除く。）され、過去５年間（平成27年度から令和元年度末）までに完了し、引渡し済みの土木関係建設コンサルタント業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ウ　次のいずれかの実績を有すること。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成22年度以降公告日までに完了した以下に記載する同種業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

・電線共同溝設計業務（予備又は詳細設計）又は事業監理業務

ｂ　同種業務をマネジメントした実務経験を有する者（対象期間は上記ａに示す期間とする）

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。ただし、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度「一般土木工事」または「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成17年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア　同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置できること。ただし、契約締結の日の翌日から整備工事業務の着手までの間は配置予定技術者の配置を要しない。なお、専任の要否は関係法令による。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に揚げる基準を満たしていること。

ア　主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

ｄ　整備工事業務の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ｅ　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

ｆ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ｇ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

イ　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があること。

オ　上記アからエまでについて確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。

④　既存ストックを活用する工事を行う者は、以下のア及びイの条件を満足していること。

ア　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ　既存ストック所有者より業務委託の受注実績のある会社であること。ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

①　平成22年４月１日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①又は③の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。